

各局（本部）室区庶務担当課長 様
各所属所長 様

川崎市職員共済組合事務局長

健康保険における被扶養者認定基準（19 歳以上 23 歳未満の収入要件）の変更について（通知）

令和 7 年 1 0 月 1 日から地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正により、被扶養者が 19 歳以上 23 歳未満である場合の収入に係る認定要件が変更となりましたので、貴所属組合員へ周知をお願いします。なお、本通知は、組合員の扶養親族がいずれの健康保険に加入するかを判断するに当たり重要な内容です。確実に周知がされるよう、イントラネットを業務で利用しない組合員には本通知を印刷して紙で回覧を行う等の御配慮をお願いします。

1 年間収入に係る認定要件が変更となる認定対象者

その年の 1 2 月 3 1 日現在の年齢（※）が 19 歳以上 23 歳未満である者（組合員の配偶者を除く）

【別紙】「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定 対象早見表」参照

※ 民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算されますので、御留意ください。

例）誕生日が 1 月 1 日である者は前日の 1 2 月 3 1 日において年齢が加算されます。

2 変更内容

認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合における収入要件は次の通りです。

変更後：年間収入 1 5 0 万円未満（月額 1 2 5 千円未満、日額 4, 1 1 0 円以下）

変更前：年間収入 1 3 0 万円未満（月額 1 0 8 千円以下、日額 3, 5 6 1 円以下）

※恒常的な収入の考え方等、他の要件については変更ありません。

◎変更前（令和 7 年 9 月 3 0 日まで）

認定対象者		収入基準額		
		年額	月額	日額
60 歳以上		1 8 0 万未満	1 5 万未満	4, 9 3 1 円以下
60 歳未満	障害年金受給要件に該当する者	1 8 0 万未満	1 5 万未満	4, 9 3 1 円以下
	上記以外	1 3 0 万未満	1 0 8 千円以下	3, 5 6 1 円以下

◎変更後（令和 7 年 1 0 月 1 日から）

認定対象者		収入基準額		
		年額	月額	日額
6 0 歳以上		1 8 0 万未満	1 5 万未満	4, 9 3 1 円以下
6 0 歳 未 満	障害年金受給要件に該当する者	1 8 0 万未満	1 5 万未満	4, 9 3 1 円以下
	19 歳以上 23 歳未満(その年の 12 月 31 日時点)※配偶者を除く	1 5 0 万未満	1 2 5 千円未満	4, 1 0 9 円以下
	上記以外	1 3 0 万未満	1 0 8 千円以下	3, 5 6 1 円以下

3 適用年月日

令和 7 年 1 0 月 1 日

※事由発生日が令和 7 年 1 0 月 1 日以降となる共済扶養認定申請について、基準変更後の内容で審査します。

4 収入要件変更に伴う手続きについて

上記の収入要件変更に伴い、令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在の年齢が 1 9 歳以上 2 3 歳未満であり、かつ基準変更後の収入要件を満たす者を新たに被扶養者とする場合（扶養に入れる）は、事由発生日から 3 0 日以内に、イントラネットシステムでの申請手続きを行ってください（詳細は、「2 0 2 5 職員共済組合ガイド」2 4 ～2 8 ページ参照）。

※ 1 令和 7 年 1 0 月 1 日現在、既に被扶養者に認定されている場合は、改めての手続きは不要です。

※ 2 基準変更に伴い手続きが必要な方は、勤務先での健康保険への加入要件（例：週 20 時間以上勤務）を満たさないため国民健康保険に加入していて、かつ、収入基準額（130 万円未満）を超えているため被扶養者の認定がされていない家族などに限られます。

※ 3 年齢が 2 3 歳になる年に収入限度額が上記のとおり変動しますので、被扶養者の収入については随時確認するとともに、収入限度額を超える場合には、扶養から外す手続きを行ってください。

5 認定基準変更の背景

近年の人手不足問題に対する就業調整対応のため、令和 7 年度税制改正によって、19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合の特定扶養控除の見直しがなされたことへの整合性を図る観点から、これと同趣旨で被扶養者認定基準も変更されるものです。

6 その他

本通知は、グルかわライブラリ及び川崎市職員共済組合ホームページ（お知らせ）に掲載しています。

※ グルかわライブラリ＞総務企画局＞人事部＞共済課＞その他（マニュアル等）

川崎市職員共済組合保険係
044-200-3467（内線 56332）

【別紙】

19歳以上23歳未満の被扶養者認定 対象早見表

誕生日⇒対象年		年⇒対象誕生日	
H15.1.2 ～ H16.1.1	R7	R7	H15.1.2 ～ H19.1.1
H16.1.2 ～ H17.1.1	R7～8	R8	H16.1.2 ～ H20.1.1
H17.1.2 ～ H18.1.1	R7～9	R9	H17.1.2 ～ H21.1.1
H18.1.2 ～ H19.1.1	R7～10	R10	H18.1.2 ～ H22.1.1
H19.1.2 ～ H20.1.1	R8～11	R11	H19.1.2 ～ H23.1.1
H20.1.2 ～ H21.1.1	R9～12	R12	H20.1.2 ～ H24.1.1
H21.1.2 ～ H22.1.1	R10～13	R13	H21.1.2 ～ H25.1.1
H22.1.2 ～ H23.1.1	R11～14	R14	H22.1.2 ～ H26.1.1

和暦・西暦 対応表

H15	2003	H25	2013	R5	2023
H16	2004	H26	2014	R6	2024
H17	2005	H27	2015	R7	2025
H18	2006	H28	2016	R8	2026
H19	2007	H29	2017	R9	2027
H20	2008	H30	2018	R10	2028
H21	2009	H31 R1	2019	R11	2029
H22	2010	R2	2020	R12	2030
H23	2011	R3	2021	R13	2031
H24	2012	R4	2022	R14	2032